下関市結婚新生活支援補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、婚姻に伴う新生活の経済的不安を軽減することにより、地域における少子化対策の強化を図るため、新婚世帯に対し住宅取得費用等の一部を補助する下関市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、下関市補助金等交付規則（平成25年規則第63号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新婚世帯　第７条の規定による申請を行おうとする日が属する会計年度の４月１日から３月31日までの間（次条第８号及び別表において「当該会計年度の間」という。）に婚姻届を提出し、受理された夫婦のいずれかを世帯主とする世帯

(2) 住宅取得　婚姻を機として新たに市内に住宅を取得すること。

(3) リフォーム　婚姻を機として市内の住宅をリフォームすること。

(4) 住宅賃借　婚姻を機として新たに市内に住宅を賃借すること。

(5) 引越し　婚姻に伴って市内での転居又は市外からの転入をすること。

(6) 合計所得金額　所得税法(昭和40年法律第33号)第２条第１項第30号イに規定する合計所得金額

(7) 貸与型奨学金　公的団体又は民間団体からの学生の修学又は生活のために貸与される資金

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たし、かつ、第６条に規定する抽選において当選した新婚世帯の世帯主とする。

(1) 住宅取得をし、リフォームをし、住宅賃借をし、又は引越しをした新婚世帯であること。

(2) 自身及びその配偶者（以下この条において「夫婦」という。）の婚姻日における年齢が、ともに39歳以下であること。

(3) 新婚世帯の所得の額（夫婦それぞれに係る第７条の規定による申請を行おうとする日の属する年の前年分（当該申請を行おうとする日が１月１日から３月31日までの間にある日の場合にあっては、当該日の属する年の前々年分をいう。第７条第３号において同じ）の合計所得金額を合算した額）から、同年中に夫婦それぞれが返済した貸与型奨学金の額の合算額を控除した額が、500万円未満であること。

(4) 第７条の規定による補助金の交付申請時において、夫婦の双方の住民票上の住所が、申請に係る取得し、リフォームし、若しくは賃借した住所又は引越した先の住宅（次号において「申請に係る住宅」という。）の住所となっていること。

(5) 補助金の交付を受ける日から１年以上、申請に係る住宅に定住する意思があること。
(6) 夫婦の一方又は双方が、過去に結婚新生活支援補助金（他の自治体におけるこの要綱と同種の制度に基づく補助、助成等を含む）の交付を受けていないこと。
(7) 他の公的制度による住宅補助又は家賃補助を受けていないこと。
(8) 夫婦の双方が、当該会計年度の間に次に掲げる取組のいずれかを行っていること。
ア　ライフデザインの支援に関する講座（乳幼児と触れ合う体験及び子育て世帯との意見交換を含む。）の受講（運営補助・ボランティアによる参加を含む。以下同じ。）
イ　プレコンセプションケアに関する講座の受講
ウ　共家事・共育てに関する講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）の受講
エ　医療機関等（保健師、助産師）への妊娠又は出産に関する相談

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるものとする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の実支出額とし、１世帯当たり 30 万円（婚姻日において夫婦の年齢がともに 29 歳以下である新婚世帯にあっては、60 万円）を限度とする。

２ 前項に規定する補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（事前エントリー及び抽選）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに第３条各号に掲げる要件に自身が該当する又は該当する見込みであることを確認の上、下関市公式ホームページ又は下関市シティプロモーションホームページに市長が設置する電子申請フォームにより事前エントリー（以下「エントリー」という。）をしなければならない。

２　市長は、エントリーがあった場合は、当該エントリーの内容を確認し、適当であると認めた者の中から抽選を行う。

３　市長は、前項の抽選に当選した者（次項及び次条において「当選者」という。）に対して、当該抽選結果を通知するものとする。

４　市長は、第２項の抽選及び前項の規定による当選者への通知を市長が別に定める日までに行う。

（交付の申請）

第７条　補助金の交付の申請をしようとする当選者は、市長が別に定める時期までに、下関市結婚新生活支援補助金交付申請書（第１号様式）に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。
(1) 婚姻後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は婚姻届受理証明書
(2) 住民票の写し（世帯全員の記載があるもの）

(3) 夫及び妻の第７条の規定による申請を行おうとする日の属する会計年度の所得（課税）証明書（前年分の所得の額を明らかにすることができる市区町村が発行する証明書をいう。）
(4) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書（請書）及び領収書の写し（住宅取得費用又はリフォーム費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
(5) 住宅の賃貸借契約書の写し（住宅賃借費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
(6) 住宅の賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し（住宅賃借費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
(7) 夫及び妻の住宅手当支給証明書（第２号様式。住宅賃借費用に係る補助金の交付を申請する場合であって、給与所得者である場合に限る。）
(8) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
(9) 引越しに係る領収書の写し（引越費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
(10) 第３条第８号に規定する取組を行ったことが確認できる書類
(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（交付の決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきであると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、当該申請をした者に対し、下関市結婚新生活支援補助金交付決定通知書（第３号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第９条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者が補助金を請求しようとするとき、前条の補助金交付決定通知書を受け取った日から起算して 10 日以内に、市長に対し、下関市結婚新生活支援補助金請求書（第４号様式）により補助金を請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 10 条　市長は、規則第５条第１項の規定による交付決定の取消し及び同条第２項の規定による補助金の返還命令を行うことを決定したときは、補助対象者に対し、補助金交付決定取消通知書及び返還命令書（第５号様式）により通知し、及び命ずるものとする。

（その他）

第 11 条　この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和６年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年 10 月 20 日から施行する。

別表

補助対象経費
住宅取得費用 住宅取得のために支払った費用であって、当該会計年度の間に支払ったもの ※婚姻日より前に取得した住宅に係る費用にあっては、婚姻日から遡及して１年以内に婚姻を機として取得したものであること。
リフォーム費用 リフォームのために支払った費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用（倉庫及び車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用を除く。）であって、当該会計年度の間に支払ったもの ※婚姻日より前に実施したリフォームに係る費用にあっては、婚姻日から遡及して１年以内に婚姻を機として実施したものであること。
住宅賃借費用 住宅賃借のために支払った費用のうち、当該住宅に係る賃料（勤務先等から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当の額を控除した額とする。）、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料であって、当該会計年度の間（補助対象者及びその配偶者が当該賃借した住宅において同居を始めた日以後の期間に限る。）に支払ったもの ※婚姻日より前に交わした賃貸借契約に係る費用にあっては、婚姻日から遡及して１年以内に婚姻を機として締結したものであること。
引越費用 引越しのために引越業者又は運送業者へ支払った費用であって、当該会計年度の間に支払ったもの